#### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

上山市では、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

市内全域を見ると、担い手不足や高齢化により遊休農地の増加が懸念されている。 また、中山間地では有害鳥獣の被害が増加しており、果樹、野菜に加え、水稲栽 培についてもあきらめざる得ない状況が発生している。一方、平地では農業者だけ でなく、農地所有適格法人をはじめ、企業の新規参入も行われている。農業をリタ イアする者と新たに農業を始めようとする者のマッチングを進めることで、遊休農 地の増加を抑えることも必要となっている。

以上のような観点から、地域の実情に合わせた、活力ある農業・農村を築くため、 法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」 という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体 的に進んでいくよう、上山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、 目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業経営基盤強化促進法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第6条第1項に規定する上山市の 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標 として目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局農地政策課長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

|                      | 農地面積<br>(A)  | 遊休農地面積<br>(B) | 遊休農地の割合<br>(B/A) |
|----------------------|--------------|---------------|------------------|
| 現状<br>(令和 5年 4月)     | 2, 170. 0 ha | 5. 36 ha      | 0.25 %           |
| 3年後の目標<br>(令和 8年 4月) | 2,110.0 ha   | 5. 00 ha      | 0.24 %           |
| 目標 (令和11年4月)         | 2, 050. 0 ha | 5. 00 ha      | 0.24 %           |

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員のチーム制による農地の利用状況調査(農地法第30条第1項の規定による)と利用意向調査(同法第32条第1項の規定による)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振法第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に基づき実施する。

なお、従来から利用状況調査の中で行っていた違反転用の発生防止・ 早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利 用状況調査の時期に関わらず、日常的に実施する。

- (イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- (ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果をうけ、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

#### ウ 非農地判断について

利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                    | 農地面積(A)     | 集積面積(B)     | 集積率(B/A) |
|--------------------|-------------|-------------|----------|
| 現状 (令和5年4月)        | 2, 170.0 ha | 1,020.5 ha  | 47.0 %   |
| 3年後の目標<br>(令和8年4月) | 2, 110.0 ha | 1, 265.0 ha | 60.0 %   |
| 目標<br>(令和11年4月)    | 2,050.0 ha  | 1,845.0 ha  | 90.0 %   |

注:「上山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、担い手 への農地利用集積率は90%を目標としている。

## 【参考】担い手の育成・確保

|                    | 総農家数<br>(うち主業農家数) | 認定農業者   | 認定新規<br>就農者 | 基本構想<br>水準到達者 | 特定農業団体<br>その他の集落<br>の営農組織 |
|--------------------|-------------------|---------|-------------|---------------|---------------------------|
| 開始年の現状<br>(令和5年4月) | 1,308戸(224戸)      | 177 経営体 | 16 経営体      | 72 経営体        | 8 団体                      |
| 3年後の目標<br>(令和8年4月) | 1,100戸(190戸)      | 160 経営体 | 16 経営体      | 65 経営体        | 8 団体                      |
| 目標<br>(令和11年4月)    | 1,000戸(170戸)      | 150 経営体 | 16 経営体      | 60 経営体        | 8 団体                      |

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2:「総農家数(うち主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値である。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

地域(1地区又は数地区)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに、 農業委員会として積極的に関わる。

#### イ 農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構、農協等関係団体と連携し、①農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直しに関与し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・ 交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

### エ 農地の所有等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

|                       | 新規参入者 (個人) |         | 新規参入者(法人) |        | 認定新規就農者 |
|-----------------------|------------|---------|-----------|--------|---------|
|                       | 参入者数       | 面積      | 参入者数      | 面積     | <b></b> |
| 現 状(過去3年)<br>(令和5年4月) | 11 人       | 9.7 ha  | 4 法人      | 4.1 ha | 16 経営体  |
| 中間年の現状<br>(令和8年4月)    | 12 人       | 10.0 ha | 5 法人      | 5.0 ha | 16 経営体  |
| 目標<br>(令和11年4月)       | 12 人       | 10.0 ha | 5 法人      | 5.0 ha | 16 経営体  |

注1:新規参入者(個人・法人)の参入者数及び面積は、過去3年の累計である。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

## ア 関係機関との連携について

県・山形県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借り 入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む)を把握し、必要 に応じて現地見学や相談会を実施する。

### イ 新規就農者の情報収集について

県・市、農協等と連携し、新規就農フェア等への参加などを通じて新規 就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を 整備する。

## ウ 企業参入の推進について

企業も地域の担い手としてとらえ、農地中間管理機構も活用して、積極 的に企業の参入の推進を図る。

#### エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受け入れ 条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実 施状況の公表」のとおりとする。

# 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

上山市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- •「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力